

9月 NEWS

1. 前置

令和元年 10 月 1 日より消費税増税及びそれに伴う軽減税率の施行が行われます。それに先駆け今月も改正後の消費税の取扱いについて触れたいと思います。

2. 概要

2014 年 4 月以後日本における消費税の税率というのは原則として 8%（経過措置の適用がある場合を除く）のみとされてきました。しかし今回の改正により特定の物品を扱う事業者に関しては 10%と 8%の税率が入り混じることとなります。

よって、経理処理を行う際には 10%の税率で計算が行われる資産の譲渡等と 8%の税率で計算が行われる資産の譲渡等とに区別する必要があります。

3.取扱い

以下令和元年 10 月 1 日以後の消費税の取扱いのうち飲食料品の販売を事例形式で解説していきます。

※仕訳は便宜的に間接法により行っており、請求書で売上の区分は行っている。

事例① A 社は B 社に対して精肉を 10,800 円(内消費税 800 円)で販売した。その際の運送費用 1,100 円(内消費税 100 円)と共に請求をし、B 社はそれを現金により支払った。

A 社の取扱い

(借方)現金	11,900 円	(貸方)売上(精肉)	10,000 円←飲食品
		売上(運賃)	1,000 円←飲食品以外
		仮受消費税	900 円(内 8%分 800 円)

B 社の取扱い

(借方)仕入	10,000 円	(貸方)現金	11,900 円
支払運賃	1,000 円		
仮払消費税	900 円(内 8%分 800 円)		

解説

本事例でのポイントは**請求書の内容**です。今回は請求書により売上の区分が明確にされている。精肉売上は飲食品の譲渡に該当する為、8%の税率により消費税が課されることとなる。運送売上に関しては飲食品の譲渡に該当しないため、原則の

10%の税率が課されることとなります。また、B社においてはA社から受けた請求書の区分に従って仕入を計上することとなる為それぞれ同率の消費税が課されているものとして仕入に係る消費税の計算を行うこととなります。

但し、A社が発行した請求書において、精肉の売上と運送費用とが区分されていない場合には運送費用を含めた請求金額が「飲食料品の譲渡」として、軽減税率の対象となることに注意が必要となります。

事例② X社はY社に対して果樹55,000円(内消費税5,000円)で販売した。Y社はそれを栽培し、Z社に対して収穫した果物を108,000円(内消費税8,000円)で販売を行った。

※果樹に関しては便宜上固定資産とせず仕入として処理する。

X社(果樹の販売)の取扱い

(借方)現金	55,000円	(貸方)売上	50,000円←飲食品以外
		仮受消費税	5,000円(税率10%)

Y社(果樹の仕入及び果物の販売)の取扱い

①(借方)仕入	50,000円	(貸方)現金	55,000円
	仮払消費税	5,000円(税率10%)	

②(借方)現金	108,000円	(貸方)売上	100,000円←飲食品
		仮受消費税	8,000円(税率8%)

Z社(果物の仕入)の取扱い

(借方)仕入	100,000円	(貸方)現金	108,000円
	仮払消費税	8,000円(税率8%)	

解説

この事例で注目するポイントはY社の取扱いです。

Y社はX社から果樹を仕入れ、それを栽培しZ社に対して販売を行っています。この際、果樹の仕入れについては飲食料品の仕入れに該当しないため、10%の税率により仕入を行っています。しかし、その果樹を栽培し、果物として販売した時にはその売上げは飲食料品の販売に該当することとなり軽減税率8%が適用されることとなります。

飲食料品に該当するか否かの判定の際に重要なのは「販売の時点において、人の飲用又は食用に供されるものかどうか」です。

よって果樹の仕入時点ではその果樹は「販売時に飲食に供されるもの」とは考え難い為、軽減税率の対象とならず、対して果物については「販売時に飲食に供されるもの」と考えられるため、軽減税率の対象となるわけです。

4. 9月の主な税務

9月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
9月10日	8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
9月30日	7月決算法人の確定申告
	4月、7月、10月、1月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
	1月決算法人の中間申告の半期分
	消費税の年税額が400万超の10月・1月・4月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万超の6・7月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告

5. スタッフの一言

先ず、8月の最終週に九州北部で発生した大雨により被害にあわれた方々に、心よりお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復興をお祈りしております。

私自身も防災意識を高め、不測の事態にも対応できるよう日々心掛けが必要だと感じました。

担当：宮田